

# 揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の記載要領等

- 1 この用紙は、租税特別措置法第89条の2第6項《石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等》に規定する書面として使用してください。
- 2 「㊦」や「同上」は、記載しないでください。  
また、「税務署整理欄」は、記載しないでください。
- 3 この用紙は、次により記載してください。
  - (1) 「移出年月」欄には、特定石油化学製品を移出した年月を記載します。
  - (2) 「提出者」欄は、次のとおり記載します。
    - イ 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合には個人番号を記載し、また、法人等の場合には、法人番号を記載します。
    - ロ 「住所」欄には、住所（提出者が法人等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）を記載します。
    - ハ 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合には氏名を記載し、また、法人等の場合には、名称を記載します。
    - ニ 「代表者氏名」欄には、法人等の代表者の氏名を記載します。
  - (3) 「製造場」欄は、次のとおり記載します。
    - イ 「所在地」欄には、特定石油化学製品を移出した製造場の所在地を記載します。
    - ロ 「名称」欄には、特定石油化学製品を移出した製造場の名称を記載します。
  - (4) 「特定石油化学製品」欄の「①コード」欄には、次の「特定石油化学製品コード表」から該当するコードを記載します。  
なお、2以上に該当する場合には、主成分をなすもののコードを記載してください。  
[特定石油化学製品コード表]

コード	名 称		コード	名 称
1	ベンゼ ー ル		4	トル オ ー ル
2	シクロヘキサン		5	キシロ ー ル
3	ノルマルヘキサン		6	アルキルベンゼ ー ル

- (5) 「品名」欄には、移出した特定石油化学製品の具体的な商品名がある場合に、その商品名を記載します。
- (6) 揮発油税法基本通達第25条第2項の規定により特定石油化学製品と同様に取り扱われる物品を移出した場合には、「①コード」欄に当該移出した物品を製造する際に指定用途外消費した特定石油化学製品を、前記コード表により記載するとともに「品名」欄に「(特取扱品)」と記載のうえ、具体的な製品名がある場合には、その製品名を記載します。
- (7) 「②指定用途に供するための移出」欄には、直接指定用途に供する場所に移出した数量等を記載します。
- (8) 「③蔵置するための移出」欄には、特定石油化学製品を蔵置する場所に移出した数量等を記載します。
- (9) 取引が、重量により行われる場合には「移出数量」欄の「単位」欄の「kg」欄に、容量により行われる場合には「L」欄に、それぞれ「1」を記載してください。
- (10) 同一の商品でも、移出の目的ごとに取引の単位が異なる場合は、2行に分けて記載します。
- (11) 「⑤合計」欄は、単位が異なるごとに記載します。
- (12) 「添付書類」欄には、この報告書に添付する「揮発油税特定石油化学製品移入明細書」、「揮発油税特定石油化学製品移出明細書」又は、「揮発油税特定石油化学製品亡失証明書」の通数を記載してください。

## 【注意事項】

- 報告書は、特定石油化学製品の製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。